

独立役員届出書

1. 基本情報

会社名	辻・本郷ITコンサルティング株式会社			コード	476A		
提出日	2025/12/19		異動（予定）日	2025/12/19			
独立役員届出書の提出理由	新規上場に伴う届出						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意	
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし		
1	中園 美保	社外取締役	○													○	指定	有
2	小倉 親子	社外取締役	○													○	指定	有
3	山口 淳一	社外監査役	○													○	指定	有
4	山本 守	社外監査役	○													○	指定	有
5	倉持 雅弘	社外監査役	○													○	指定	有

3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	該当事項はありません。	中園美保氏は、放送作家として広告業界に長年携わっていることから、多様な視点並びに企業のコミュニケーションに関する専門的な知識を有しており、社会で起きている事象に対する深い洞察力のもと、課題解決に向けた企画力・実行力にも秀でていることから、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役としての機能及び役割を適切に遂行できるものと判断して選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
2	該当事項はありません。	小倉親子氏は、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計等に関する深い見識を有しております、独立した立場から当社の経営の重要な事項の決定及び業務執行に対する監督等、適切な役割を果すに適任であると判断し、社外取締役として選任しております。東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
3	該当事項はありません。	山口淳一氏は、大手上場会社におけるコンプライアンス副担当参与を歴任しており、その経験等を当社の監査体制の強化に活かしていくものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
4	該当事項はありません。	山本守氏は、公認会計士としての専門的見地並びに財務及び会計等に関する深い見識を有しており、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かしていくものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。
5	該当事項はありません。	倉持雅弘氏は、弁護士資格を有し、法律及び会計に関する高い見識や幅広い業種の経験を有しております、その専門知識と経験等を当社の監査体制の強化に活かしていくものと判断したため、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所が定める独立性基準に抵触しておらず、独立役員としての独立性、客観性は十分確保されており適任であるとともに、一般株主との利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定しております。

4. 補足説明

（※1）社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。
（※2）役員の属性についてのチェック項目

a. 上場会社又はその子会社の業務執行者

b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）

c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

d. 上場会社の監査役（社外監査役の場合）

e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者

f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）

j. 上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）

k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）

l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであることにご留意ください。

（※3）本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

（※4）a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

（※5）独立役員の選任理由を記載してください。

（※6）独立役員を1名以上確保できていない状況が生じた場合又は社外取締役を1名以上確保できていない状況が生じた場合、有価証券上場規程上の企業行動規範に違反する状態が発生することとなりますので、速やかに東証の上場会社担当者までご連絡ください。